

鳥取県告示第107号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月5日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|---------------|-------------|--------------|-----------|---------|
| 社会福祉法人地域でくらす会 | デイサービスまちくら | 米子市西倉吉町83-3 | 平成22年3月1日 | 通所介護 |